

熊谷市農業委員会  
第 1 6 回総會議事録

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第16回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年11月28日（金）午後2時10分  
(2) 閉会の日時 令和7年11月28日（金）午後4時10分  
(3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）  
(2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名  
(2) 欠席数 3名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塙田 修	11	欠	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	欠	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	出	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	出	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	出	若山 美奈子
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	欠	茂木 秀孝

## 4 議 事

### (1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について  
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

### (2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）  
報告事項(5) 農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）について  
報告事項(6) 令和7年度熊谷市農地パトロール結果について  
報告事項(7) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に係る事業計画書の受領について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第16回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	( 夏目会長挨拶 )
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。
	( 議長一任の声あり )
	議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 12番 森田委員、 14番 関口委員にお願いいたします。
	また、書記には事務局職員を指名します。
	それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に











議長	9及び10以外の案件につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	<p>説明に先立ちまして、取下げの案件の御報告がございます。議案書は1頁を御覧ください。取下げられた案件は議案番号5の案件となります。報告は以上です。</p> <p>それでは説明に移ります。議案書、議案書資料ともに1頁から2頁を御覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、先ほど取下げられた議案番号5及び、先行して御審議いただきました議案番号9及び10を除き、全7件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	<p>それでは、事務局から議案番号5については、取下願が提出されたとのことですので審議から除外いたします。</p> <p>続いて、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号7については、○○○○○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p>
	( ○○委員 退席 )
	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号7について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

( ○○委員 入室 )

議 長

次に、取下願が提出された議案番号 5 並びにただいま審議いたしました議案番号 7、9 及び 10 以外の案件につきまして質疑、意見等を求める。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の議案番号 5、7、9 及び 10 以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の举手を求める。

( 举手全員 )

举手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局

議案書は 3 頁、議案書資料は 10 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については全 1 件、内訳としましては「自己用住宅」となります。農地区分や事業の概要等は議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。

事務局

特にございませんでした。

議 長

それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求める。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の举手を求める。

( 举手全員 )

举手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを









議 長	されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
権田委員	昨年は〇〇〇の一時転用であったと思うが、今回は〇〇〇に伸びています。これが〇〇〇に伸びた場合は認められるのですか。なぜこうした言い方をするのかと言えば、農地として使える期間が転用期間が延びるほど短くなることになるわけで、それでは、作付けをしても収穫まで至らないのではないか、ということになります。生育期間を確保できず、事実上農地として使えないような一時転用について何か規制を設けていただくことを要望します。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	( なしの声 )
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
	続きまして議案番号2につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は8頁をお開きいただき、そこに記載の議案番号2を御覧ください。また、お手元にお配りしております「農地改良等の取扱いに関する要綱」、「理由書1」、「理由書2」の資料を併せて御覧ください。 「議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号2」について、本件は農地改良の案件でございます。お手元にお配りしている「農地改良等の取扱いに関する要綱」は、本件と併せて、農地改良についての概要等を改めて御説明させていただけたためです。御審議の一助にしていただければ幸いでございます。 それでは改めて、「農地改良等の取扱いに関する要綱」を御覧ください。今後この要綱については「本資料」と呼称します。今回本資料においては、本審査において御確認いただきたい部分を事務局の方であらかじめピックアップし、太字及び二重線で強調表示をさせていただいております。今回はこの強調表示した部分を参考にしていただきながら、本案件の説明をいたします。





議長	それでは、本案につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
塚田委員	今回の案件は、〇〇〇栽培であり土盛りをするのは不自然だと思う。私は賛成しかねる。
関根委員	理由書によれば段差があることが理由の一つとなっている。しかし、擦り付けをすれば全面を土盛りしなくとも出入りなどはできる。非常に不自然であると思う。
議長	他に質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手なし)
	挙手なしです。よって、本案については不許可相当とすべきものと決しました。
	次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は9頁を御覧ください。議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、全1件、内訳としましては、「仮設工事用地」が1件となります。変更の理由は議案書に記載のとおりです。御審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につい

議 長	て、本案を承認が妥当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認が妥当とすべきものと決しました。
	次に、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は10頁を御覧ください。議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について御説明いたします。本議案は、当該農地の相続人から相続税に係る納税猶予の適格者証明を受けるために、農業委員会に証明願が提出され、その認定をするものです。この証明は、相続税の納税猶予を受けるために税務署へ申告する際に必要となる書類となります。提出された書類、現地確認等から、本件相続人は、相続により取得した農地に係る農業経営を開始していることが確認できたため、租税特別措置法第70条の6第1項の規定する要件を満たし、適格者であると認められるものと考えられます。以上、御審議の程、よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	( なしの声 )
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
	続きまして議案第7号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の11頁から47頁までと議案書資料の13頁をご覧くだ

事務局	さい。議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。今回の促進計画は、議案書の11頁から47頁までの促進計画（案）、579筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する579筆は、地域計画の達成に資するよう、地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、新規就農に関する案件がございますので先に審議をいたします。議案番号323につきまして、申請人は本日所用により出席できないとのことですので、事務局より補足の説明を求めます。
事務局	議案番号323について補足説明をいたします。議案書資料の14頁から17頁を御覧ください。○○氏は○○○○前に○○○○○○し、現在は○○○○を取得しています。○○○○前から○○○○○○○○○○○○○○行い、○○○○で出荷していましたが、この度○○○○○○○○で出荷をすることとなったため、適切な手続きを行いたいと、新規就農の手続きに至りました。○○○○○○○○を中心に○○○の○○○○の栽培しており、すでに○○○○営農していることから、ノウハウについては特段問題ないとのことです。作付け計画書に地番の記載がありませんでしたが、○○○○○○○○の○○○○○○の土地を区分けして利用しており、作物ごとの概ねの面積を記載していると聴取しています。
	○○○○○等の機械や農機具置き場は○○○○○から貸借しております。現状の装備で今後も継続していくとのことです。説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。
議長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
田中職務代理	○○さんは、うちの近所でいろいろな野菜を○○○○くらいから作っています。今後、直売所にも出荷できるよう今回、正式に手続きをしたいとの意向を伺っています。こまめに○の管理を行っており、営

田中職務代理	農については問題ないと考えています。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	( なしの声 )
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号323について、本案を承認するに賛成の委員の举手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
	続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号58については、貸付人が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。
	( ○○委員 退席 )
	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	( なしの声 )
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号58について、本案を承認するに賛成の委員の举手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。
	( ○○委員 入室 )
	続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号67、68、520及び521については、借受人が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。
	( ○○委員 退席 )

議 長

それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号67、68、520及び521について、本案を承認するに賛成の委員の举手を求めます。

( 举手全員 )

举手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

( ○○委員 入室 )

続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号101、102、359、374及び490については、借受人が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。

( ○○委員 退席 )

それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号101、102、359、374及び490について、本案を承認するに賛成の委員の举手を求めます。

( 举手全員 )

举手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

( ○○委員 入室 )

続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号163及び451については、借受人が○○○○委員でありますため、○○○○委員は一時退席をお願いいたします。

( ○○委員 退席 )

議 長

それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号163及び451について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

( ○○委員 入室 )

続きまして、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号447及び448については、借受人が、○○○○でありますため一時退席をいたします。この間の議事進行につきましては、田中職務代理に議長をお願いいたします。

( ○○○○ 退席 )

( 田中職務代理、議事を進行する )

田中職務代理

それでは、しばしの間、議長を務めさせていただきます。早速ですが、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( なしの声 )

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号における議案番号447及び448について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○○○は、入室をしてください。ここで議長を夏目会長に代わります。

( ○○○○ 入室 )

議長

それでは、続きましてただいま審議をいたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外につきまして審議をいたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号におけるこれまで審議をいたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件につきまして、本案を承認するに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

举手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項(1)から(7)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。なお、報告事項(5)から(7)までについては補足があるとのことですので事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の57頁を御覧ください。『報告事項(5)農地法第43条第1項の規定による届出(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)』については、農地へ農業用ハウス等農作物栽培高度化施設を設置するにあたり、その底面をコンクリート張りとする場合は本来、転用事項に該当しますが、農地法第43条の規定により、農作物栽培高度化施設の用に供される土地については農地みなされ、農地転用に該当しないものとされており、あらかじめ農業委員会への届出が必要となっています。この施設に該当する届出がございましたので、この報告事項(5)で御報告するものです。

議長

事務局の説明が終わりました。本件に関しまして質疑等ございませんか。

(なしの声)

議長

特に質疑、意見等もないようですので、続いて報告事項(6)の説明をお願いします。

事務局

令和7年度農地パトロールの結果について御報告いたします。委員の皆さんにおかれましては、猛暑の中、調査を行っていただき

事務局	<p>まことにありがとうございました。農地パトロールの結果についてですが、議案書の58頁を御覧ください。こちらは、市全体の集計表になります。新規、再発生、解消、全体について、地目や判定等により分けた集計となっています。同頁の一番下の表では、過年度からの遊休農地の推移を記載しております。本年度の遊休農地は全体で2126筆、1,275,868m<sup>2</sup>となっており、昨年から127筆、103,708m<sup>2</sup>の増加となっています。</p> <p>続きまして、59頁をご覧ください。こちらは、地区別での集計表となっております。御自身の地区につきまして、後程、御確認くださいますようお願いします。また、60頁につきましては、結果をグラフ化したものです。こちらも参考として、御覧いただければと思います。</p> <p>今年度についても10haを超える増加となりました。原因について、担当者として見解を述べさせていただきますと、特に増加が顕著な地区においては、所有者が同じ筆が何筆も認定されているというケースが多く確認されました。複数の農地を持つ方が離農したことによるものと思われます。また、一筆で3,000m<sup>2</sup>から6,000m<sup>2</sup>を超える農地等の認定があり、それが遊休農地の面積を大きく増加させる一因かと思われます。</p> <p>一方で、土地だけのデータから見て取れるような原因のないものも多く、単純に遊休農地が増加傾向である地区もあり、昨今の高齢化、担い手不足の影響であろうと思われます。</p> <p>今後の流れですが、新規の遊休農地の所有者には、今後その農地をどのように利用をする意向かを確認する調査を実施します。回答が得られない方については、場合によっては委員の皆さんに調査を依頼する可能性もありますので、その際は御協力をお願ひいたします。</p> <p>以上、農地パトロールの結果についての御報告です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。本件に関しまして質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、続いて報告事項（7）の説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案書の61頁を御覧ください。『報告事項（7）認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用に係る事業計画書の受領』については、認定電気事業者が無線中継所等を農地に設置する場合、農地法施行規則第53条第14号の規定により、あらかじめ県の農地担当部局へ事業計画書の提出をすることとなっています。</p> <p>平成16年4月1日の農地法施行規則の一部の改正により、認定電</p>
-----	--

事務局	気事業者が県の農地担当部局である大里農林振興センターへ事業計画書を提出して無線中継所等を設置する場合、本来、転用事項に該当しますが、農地転用許可を必要としないものとされました。県が受領した事業計画書の副本を市農業委員会が受領しましたので、この報告事項（7）で御報告するものです。
議長	事務局の説明が終わりました。本件に関しまして質疑等ございませんか。
	（なしの声）
	質疑、意見等もないようです。以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。
	次に次第の6、その他に移らせていただきます。
	【農業政策課より令和7年度優良農家被表彰者について報告。農業委員会事務局より生産緑地のあっせんについて、個人情報漏洩に関する注意喚起について、市長講演会（研修）の開催について、活動記録簿の提出について、〇〇〇〇氏からの行政不服審査請求の経過報告について、空き農業施設、農業用機械の情報募集についてを説明。】
	事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。
森田委員	優良農家表彰について、農業委員会からもっと積極的に被表彰者の推薦をすべきと思います。
事務局次長	それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（閉会のあいさつ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木 純一
次長兼農政係長	佐藤 雅史
農地係長	佐藤 茂幸
主査	日下部 慎二
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課

主任	山下 彩香
----	-------

令和7年11月28日

熊谷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員